

建 第 178 号
令和2年8月12日

公益社団法人鹿児島県宅地建物取引業協会会長 殿

鹿児島県土木部建築課長



宅地建物取引業法施行規則及び宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方
の一部改正について（依頼）

本県の宅地建物取引業行政につきましては、日頃から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年7月豪雨等により各地で甚大な被害が発生したことを受け、県では、「不動産取引時のハザードマップを活用した水害リスクの情報提供について（依頼）」（令和元年8月26日建第225号）により、宅地建物取引業者は、取引の相手方等に対し、契約が成立するまでの間に、相手方等が水害リスクを把握できるよう、当該取引の対象となる宅地や建物が存する市町村が作成・公表する水害（洪水・内水・高潮）ハザードマップを提示し、当該取引の対象の宅地や建物の位置等を情報提供していただくようお願いしていただいております。

今般、「宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令」（令和2年内閣府令・国土交通省令第2号）が公布され、宅地又は建物の取引に際して、宅地建物取引業者が、重要事項説明として説明しなければならない事項に、「水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第11条第1号の規定により当該宅地又は建物が存する市町村が提供する図面に当該宅地又は建物の位置が表示されているときは、当該図面における当該宅地又は建物の所在地」が追加され、本年8月28日より施行されることとなりました。

当該事項の説明にあたっては、宅地建物取引業者が、各市町村のウェブサイトに掲載されている水害ハザードマップを印刷し、当該水害ハザードマップに当該宅地又は建物の所在地を示したものを当該宅地又は建物の購入者等に交付すること等とされているところですので、重要事項説明にあたって遺漏のないよう、貴協会会員に周知していただくようお願いいたします。

なお、県内各市町村に対しては、別添のとおり、宅地建物取引業者等からの問い合わせ窓口を明確化するとともに、問い合わせに対して、迅速かつ適切に対応するよう通知しておりますので、参考までに申し添えます。

（担当・問合せ先）

鹿児島県土木部建築課
管理係（宅建業担当）
電話099-286-3707
fax 099-286-5635